

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、持続的な成長と長期安定的な企業価値の向上を経営の重要課題としています。その実現のためには、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、お客様に満足していただける商品を提供し続けることが重要と考えています。この考え方は、経営の基本方針である「トヨタ基本理念」にも記されており、また、これをステークホルダーとの関係から整理したCSR方針「社会・地球の持続可能な発展への貢献」として策定し、公表、展開しています。このような中で、コーポレートガバナンスの充実に向け、様々な施策を実施していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1 経営理念【原則3-1】

(1) 企業理念

創業以来今日まで、トヨタの経営の「核」として受け継がれてきたのが「豊田綱領」であり、トヨタグループの創始者、豊田佐吉の考え方をまとめたものです。1992年には社会情勢や事業構造の変化を受けて、「トヨタ基本理念」として改めて企業理念をまとめ直し、どのような会社でありたいかを明示しています(1997年改定)。

「豊田綱領」(<http://www.toyota.co.jp/jpn/company/vision/philosophy/>)

「トヨタ基本理念」

- 内外の法およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて、国際社会から信頼される企業市民をめざす
- 各国、各地域の文化、慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
- クリーンで安全な商品の提供を使命とし、あらゆる企業活動を通じて、住みよい地球と豊かな社会づくりに取り組む
- 様々な分野での最先端技術の研究と開発に努め、世界中のお客様のご要望にお応えする魅力あふれる商品・サービスを提供する
- 労使相互信頼・責任を基本に、個人の創造力とチームワークの強みを最大限に高める企業風土をつくる
- グローバルで革新的な経営により、社会との調和ある成長をめざす
- 開かれた取引関係を基本に、互いに研究と創造に努め、長期安定的な成長と共存共栄を実現する

(2) ビジョン

このような企業理念を踏まえ、2011年3月に発表した「トヨタグローバルビジョン」は、トヨタがどのような企業でありたいのか、どのような価値観を大切にしていけるのか、こうした企業のあるべき姿や、目指すべき道を明らかにしたものです。その中では、「トヨタはお客様に選ばれる企業でありたい。そして、トヨタをお選びいただいたお客様に、笑顔になっていただける企業でありたい」ということを目指しています。

「トヨタグローバルビジョン」(http://www.toyota.co.jp/jpn/company/vision/toyota_global_vision.html)

2 経営戦略、経営計画【原則3-1】

当社は「トヨタグローバルビジョン」の実現に向けて、主に2つの方向性を示し、着実に、かつ大胆に歩みを進めています。

1つ目はお客様の期待を超える新たな価値や商品の創造を通じた未来への挑戦です。2014年に発売した燃料電池自動車「MIRAI」などによる水素社会の実現に向けた取り組みに加え、AI(人工知能)やロボティクス、次世代交通システム等を通じて、未来のモビリティ社会の発展に貢献していきます。また、「環境チャレンジ2050」の実現を目指し、未来のモノづくり・未来の環境づくりに挑戦していきます。さらに、オリンピック・パラリンピックへの参画や、震災復興への支援を通じて、平和で豊かな未来づくりにも貢献していきます。

2つ目は年輪的成長に向けた真の競争力強化への取り組みです。革新的なモノづくりの技術や工法である「Toyota New Global Architecture(トヨタ・ニュー・グローバル・アーキテクチャー)」の更なるレベルアップや、安全と品質の重要性を再徹底し、チームとしての結束力を高め、「もっといいクルマづくり」へ着実に近づけていきます。また、従来の発想にとらわれず、世界規模で競争を勝ち抜き、今後も成長を続けていくために、真の競争力を強化していきます。

この考え方に基づいた経営計画は、当社の公式企業サイトに掲載しています。

「投資家情報 プレゼンテーション」(<http://www.toyota.co.jp/jpn/investors/presentation/>)

3 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針【原則3-1】

本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

4 取締役会等の役割・責務

経営陣に対する委任の範囲【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会の決議を経るもの、取締役会に報告するものを、経営上の重要性により定めており、経営陣に対する委任の範囲を明確にすることで、スピーディーな業務執行と、適正な監督を実施しています。

「グローバルビジョンの実現」に向けた業務執行体制として、2011年4月に「取締役会のスリム化」や「役員意思決定階層の削減」などを実施し、お客様の声や現場の情報を迅速に経営陣に伝え、迅速に経営判断することに努めてきました。

2013年4月には、「意思決定の迅速化」を一層推進することを狙いとして、4つのビジネスユニット(*1)が、それぞれの事業・収益責任を負う体制に変更しました。また、2015年4月には、執行監督の一層の強化と、執行の意思決定やオペレーションの更なる迅速化を狙いとして、副社長の役割を「中長期視点での経営の意思決定と執行監督を行う体制」に変更するとともに、ビジネスユニットや地域・機能の主な業務執行は、プレジデントや各本部長以下が統括する体制へ移行しました。

さらに、2016年4月には、「もっといいクルマづくり」とそれを支える「人材育成」を一層促進していくことを狙いとした体制変更を行い、製品群ごとに中短期の商品計画や製品企画等を担う7つのカンパニーを加えた、新たな9つのビジネスユニット(*2)に大幅に権限を委譲し、企画から生産まで一貫したオペレーションを実施することで、意思決定の更なる迅速化を図っていきます。

(*1) Lexus International、第1トヨタ、第2トヨタ、ユニットセンター

(*2) 先進技術開発カンパニー、Toyota Compact Car Company、Mid-size Vehicle Company、CV Company、Lexus International Co、パワートレーンカンパニー、コネクティッドカンパニー、第1トヨタ、第2トヨタ

取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方【補充原則4-11-1】

取締役体制については、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しております。当社が重視する「もっといいクルマづくり」、「現地現物」の精神を理解・実践し、将来に亘る持続的成長に向けた意思決定に貢献できる人材を中心とすることが必要だと考えており、取締役会全体としてのバランスと多様性を確保するとともに、適切な規模を確保しています。

5 取締役会等の役割・責務を適切に果たすための仕組み

経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続【原則3-1】

取締役の報酬は、基本報酬と賞与により構成しています。会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としており、報酬水準は、出身国の報酬水準も踏まえて検討しています。賞与は、毎年の連結営業利益を踏まえて、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、検討しています。また、社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、賞与の支給はありません。取締役の報酬については、会長・社長・人事担当副社長、社外取締役による「報酬案策定会議」にて取締役会に上程する案を検討しています。

また、監査役報酬は、基本報酬のみとし、賞与の支給はありません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保しています。監査役報酬については、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において監査役の協議によって決定しています。

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続【原則3-1】

取締役体制については、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しており、当社が重視する「もっといいクルマづくり」、「現地現物」の精神を理解・実践し、将来に亘る持続的成長に向けた意思決定に貢献できる人材を中心とすることが必要だと考えています。取締役の選任については、会長・社長・人事担当副社長、社外取締役による「役員人事案策定会議」にて取締役会に上程する案を検討しています。

監査役選任については、専門分野を中心とした幅広い経験・見識があり、業務執行状況の監査に加え、公正・中立的な立場で経営に対する意見・助言をいただける人材を選任しています。監査役選任については、会長・社長・人事担当副社長、社外取締役による「役員人事案策定会議」にて監査役会に提案する内容を検討しています。

個々の選任・指名についての説明【原則3-1】

取締役・監査役選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しています。社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。

独立社外取締役の有効な活用【原則4-8】、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質【原則4-9】

会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しています。

取締役・監査役兼任状況【補充原則4-11-2】

個々の上場会社の役員兼務状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しています。

取締役・監査役に対するトレーニングの方針【補充原則4-14-2】

当社が重視する「もっといいクルマづくり」、「現地現物」の精神の理解・実践に加え、将来に亘る持続的成長に向けた意思決定に貢献できる人材が必要であるという観点から、役員研修会や現地現物での工場視察などの機会を設定しています。

取締役会の実効性の分析・評価【補充原則4-11-3】

取締役および監査役に対して、取締役会事務局が定期的に取締役会の実効性についてのヒヤリングを実施し、結果については、関係する社内外の役員に確認の上、取締役会議長に報告し、必要に応じて改善を行っています。また、2015年度については、実効性が十分に担保されていることが確認されています。

6 株主との対話【原則5-1】

(1) 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様の理解と支援が不可欠であると認識しています。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平に提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えています。

(2) IR体制

株主・投資家の皆様との対話につきましては、経理担当役員が統括し、当該役員、経理部、広報部、ニューヨークおよびロンドンに常駐のIR担当者が担当します。IR担当者は対話を充実させるため、各テーマの担当部署に情報提供を求め、各担当部署はIR担当者に協力します。必要に応じて、担当部署による説明会を実施します。

(3) 対話の方法

報道機関、アナリスト、機関投資家の皆様に対して、四半期毎に決算説明会を実施します。さらに、経営戦略、事業、商品等に関する説明会を適宜実施します。個人投資家の皆様に対しては、説明会を適宜実施するほか、ホームページ上に専用ページを設け、業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく掲載します。

(4) 社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じて、経理担当役員を通じて取締役会・役員会議体等にフィードバックします。

(5) インサイダー情報および沈黙期間

株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)を伝達することはしません。なお、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とします。

7 株主の権利・平等性の確保

政策保有株式【原則1-4】

(1) 政策保有に関する方針

当社の主たる事業である自動車事業は、素材から新技術まで総合力が求められる事業であり、世界規模で競争を勝ち抜き、今後も

成長を続けていくためには、開発・調達・生産・物流・販売の全ての過程において、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えています。このため、当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有しています。

(2)政策保有のねらい・合理性の説明

当社は、必要に応じて、保有先の企業と企業価値向上や持続的成長を促す観点からの建設的な対話を行い、経営上の課題の共有や問題の改善に繋げています。また、取締役会にて主要な政策保有株式につき、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行っています。

(3)議決権行使に関する基本方針

1)議決権行使の基本的な考え方

当社は、議決権の行使は、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な視点での企業価値向上、株主利益の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

2)議決権行使のプロセス

当社は、議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等に着目し、議案ごとに確認を行います。加えて、下記に記載した項目については必要に応じて個別に精査した上で、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します(株主利益・授權資本の拡大・買収防衛策・事業再編等)。

関連当事者間の取引【原則1-7】

当社は、役員との利益相反取引について、会社法に定められた手続きを遵守すると共に、取締役ではない専務役員および常務役員との取引についても取締役会での承認・報告を要することとしています。

また、調達活動、生産・物流活動、営業活動等において、法令を遵守した取引を行うと共に、取引先との相互信頼に基づく相互繁栄、オープンで公正かつ公平な競争という方針に基づく取引を行うことを、「トヨタ行動指針」に定めており、取引先が主要株主である場合にも、同様の考え方で取引を行っています。

各関係部門は、当該方針に基づきガイドライン等を定めるなどして、関連当事者との取引が当社および株主共同の利益を害することがないよう配慮しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	358,791,830	10.60
株式会社豊田自動織機	224,515,684	6.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	149,005,368	4.40
日本生命保険相互会社	120,390,590	3.56
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	115,230,946	3.40
株式会社デンソー	86,513,366	2.56
ジェーピー モルガン チェース バンク (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	73,483,892	2.17
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ	66,933,269	1.98
資産管理サービス信託銀行株式会社	64,005,356	1.89
三井住友海上火災保険株式会社	62,063,595	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2016年3月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式300,321,622株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

ダイハツ工業株式会社と日野自動車株式会社は、当社が各社発行済株式の総数の過半数を保有する上場子会社であります。当社は、当該2社とは緊密な連携を保ちつつ、事業活動については独立性を尊重しています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宇野 郁夫	他の会社の出身者								△			
加藤 治彦	他の会社の出身者								○			
Mark T. Hogan	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇野 郁夫	○	当社は、社外取締役の宇野郁夫氏が過去において業務執行者であった日本生命保険相互会社と取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	専門分野を含めた幅広い経験、見識を当社の経営の意思決定に反映いただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で業務執行の妥当性を監督いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
		当社は、社外取締役の加藤治彦氏が業	専門分野を含めた幅広い経験、見識を当社の経営の意思決定に反映いただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和気 洋子	学者													
北山 禎介	他の会社の出身者										△			
小津 博司	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和気 洋子	○	—	専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただくため。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
北山 禎介	○	当社は、社外監査役の北山禎介氏が過去において業務執行者であった株式会社三井住友銀行と取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただくため。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
小津 博司	○	—	専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただくため。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2010年8月までストックオプションを付与していましたが、2011年以降は付与していません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

2010年8月までに既付与済みのストックオプションについて、行使権利が失効していない対象者です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っています。
有価証券報告書、事業報告は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬額は、2011年6月17日開催の第107回定時株主総会決議により、月額130百万円以内と定められています。また、当社の
監査役報酬額は、2008年6月24日開催の第104回定時株主総会決議により、月額30百万円以内と定められています。方針などについては、
本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載しておりますので、
ご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会上程議案の事前説明を実施するなど、十分な情報提供を常勤監査役や取締役等より行っています。なお、監査役の職務を補助する
専任組織として監査役室を設置しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役体制】

取締役体制については、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しています。当社が重視する「もっといいクルマづくり」
「現地現物」の精神を理解・実践し、将来に亘る持続的成長に向けた意思決定に貢献できる人材を中心とすることが必要だと考えています。
また、当社は、経営の意思決定に社外の声を一層反映するため、2013年6月開催の第109回定時株主総会において社外取締役3名を選任し、全
員を独立役員として金融商品取引所に届出をしています。独立役員である社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件
および金融商品取引所が定める独立性基準に従って検討しています。社外取締役からは、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から
独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいています。

【業務執行、監督等】

取締役会の下「コーポレート企画会議」で様々な社会課題に対してトヨタが提供する価値を織込んだ成長戦略を検討し、経営と一体としての
CSR・企業価値向上を全社で推進します。また、業務執行の監督として「コーポレートガバナンス会議」において、それらの戦略を実現する
ガバナンス体制を審議します。

また、「インターナショナル・アドバイザリー・ボード」を設置し、随時海外各地域の有識者からグローバルな視点で、様々な経営課題に関する
アドバイスを受けています。その他、「労使協議会・労使懇談会」などの各種協議会を通じて、様々なステークホルダーの視点から、経営や
企業行動のあり方について審議、モニタリングを行っています。

内部監査の状況については、監査役会、「コーポレートガバナンス会議」を通じて、また、会計監査については、会計監査人により監査役会を
通じて社外監査役を含む監査役に報告されています。内部監査については、経営者直轄の独立した専任組織が体制面の充実をはかり、
財務報告に係る内部統制の有効性の評価を米国企業改革法404条ならびに金融商品取引法第24条の4の4第1項に従い、行っています。
これらの監査役監査および内部監査に、外部監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、
定期的に、あるいは必要に応じて随時会合をもち、それぞれの監査計画と結果について情報共有、意思疎通をはかりながら、効率的で
実効性のある監査を実施しています。

【監査役制度】

当社は、監査役制度を採用しており、監査役6名(社外監査役3名を含む)は、監査役会が定めた監査の方針および実施計画に従って
監査活動を実施し、コーポレートガバナンスの一翼を担っています。監査役の選任については、専門分野を中心とした幅広い経験・見識が
あり、業務執行状況の監査に加え、公正・中立的な立場で経営に対する意見・助言をいただける人材を選任しています。

また、当社では3名の社外監査役を選任しており、全員を独立役員として金融商品取引所に届出をしています。社外監査役選任に

あたっては、会社法に定める社外監査役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準に従って検討しています。

【責任限定契約】

当社は、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、お客様の声や現場の情報を迅速に経営陣に伝え、迅速に経営判断することに加え、その経営判断がお客様や社会に受け入れていただけるものを常にチェックできる体制を構築することが重要であると考えています。当社としては、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役により、業務執行を監督・監査する現体制が最適であると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会においては、「株主総会招集ご通知」を総会日前の早期に発送するとともに、発送日に先立って当社ウェブサイトへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日および準集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、自社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	説明会(不定期)の開催に加え、ホームページ上に個人投資家向けの専用ページを設け、業績や事業内容などを分かりやすく掲載しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に、決算報告並びに当該年度の経営戦略等をご説明しています。加えて、中長期的な経営の方向性に関する経営説明会(不定期)を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に、決算報告並びに当該年度の経営戦略等を、現地訪問および電話会議形式等によりご説明しています。加えて、中長期的な経営の方向性に関する経営説明会(不定期)を米国・欧州にて開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書などの法定開示資料に加えて、決算説明会その他の説明会資料をタイムリーに掲載しています。また、新車発表などの記者会見の動画配信を行い、情報提供の充実をはかっています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部、広報部、ニューヨークおよびロンドンに常駐のIR担当を設置しています。	
その他	投資家との個別面談・工場見学の受け入れなど、多数実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続可能な発展のために、全てのステークホルダーを重視した経営を行い、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めることを、CSR方針「社会・地球の持続可能な発展への貢献」に明記し、公開しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、従来から企業の社会的責任(CSR)を念頭に、経営を実践しています。CSR方針「社会・地球の持続可能な発展への貢献」に、当社のCSRに関する基本方針を記載し、社内外のステークホルダーの方々に明確に示しています。環境問題への対応については、当社はこれを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、1992年に「トヨタ地球環境憲章」を策定、全世界での中期の目標と取り組みについて「トヨタ環境取組プラン」を作成し、継続的に環境保全活動への取り組みを進めています。2015年には「トヨタ環境チャレンジ2050」を策定し、長期的な視点で人とクルマと自然が共生する社会を目指しています。また、社会貢献活動に関しては、グローバルな事業展開の進展、社会からのトヨタへの期待の拡大等の状況を踏まえ、2005年に新たな「社会貢献基本理念・方針」を定めました。豊かな社会の実現とその持続的発展のため、各国・各地域の実情に合わせた社会貢献活動を積極的に推進しています。これらのCSR活動については、「Sustainability Report」と題するレポートを作成し、公開しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は事業・財務状況と成果の適時かつ適正な開示を行うことをCSR方針「社会・地球の持続可能な発展への貢献」に掲げ、実践しています。具体的には、経理担当役員を委員長とする情報開示委員会を設置し、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、四半期報告書、ならびに米国証券取引所法に基づく年次報告書の作成、報告および評価を目的とした定例委員会を開催するほか、必要な場合には、臨時委員会を適宜開催し、情報開示の正確性・公正性および適時性を確保しています。

その他

【女性の活躍推進に関する自主行動計画】

当社は、ダイバーシティ尊重の人事施策の一環として、1992年に、女性事技職の本格採用を開始して以降、長期雇用・人材育成の観点から、両立支援策の充実・強化を重点に取り組んでまいりました。

結果、直近10年で、女性事技職の退職率は低下(03年度:5.8%→14年度1.2%)し、女性管理職数も着実に増加(03年:7名→16年:135名)してまいりました。

現在、女性の長期の育児休職取得によるキャリアの遅れを最小化すべく、産休・育休からの早期復帰を支援するなど、更なる女性の活躍促進に活動の軸足を移し、以下の通り取組みを充実・強化しています。

〈主な取組み〉

[採用]

■ 新卒採用時の女性比率向上

中長期的に、女性事技職の在籍比率・管理職比率が当該労働市場の女性比率(事務系40%、技術系10%)と同等となるよう、女性事技職の採用を強化。15年採用実績は事務系41%、技術系13%。

■ 「ポジティブアクション募集」と称して女性のキャリア(中途)採用を実施(15年度:約50名採用)

[育児と仕事の両立支援、早期復職に向けた職場環境整備]

■ 社内託児所の設置(3ヶ所設置)、子育てサポート策の検討

■ 育児休職の拡充(法定原則1年に対し、最長2年間)

■ 時短勤務(法定3歳までに対し、最長小学校4年まで)・在宅勤務制度の拡充

■ 子の看護休暇の導入(法定小学校就学前に対し、小学校4年まで)

■ 終日在宅勤務(週1回2時間出社すれば、残りは全て在宅勤務)が可能(子が1歳になるまで)

■ 保育費用(ベビーシッター・遠方親族の交通費・託児施設費用)をサポート(子が1歳になるまで)

[早期からのキャリア意識の形成と計画的かつ徹底的な育成]

■ 女性事技職を対象に、一人ひとりのライフイベントを踏まえた個別育成計画書の作成

■ 座談会やSNSを利用した女性事技職ネットワークの構築支援

■ 仕事と育児の両立やキャリア形成に関する情報提供サイト「そだててネット」の開設

■ 社内でも活躍するロールモデル(先輩女性社員)の紹介

■ 本人・上司、配偶者及びその上司を対象とした産休前セミナーの開催

■ 配偶者の転勤等により退職した社員を再雇用する「プロキャリアカムバック制度」導入

[その他]

■ 「トヨタ女性技術者育成基金」への継続参画

昨年度は、理系を目指す女子学生を増やすため、社員である女性エンジニアが中・高校生向けに、仕事の魅力を伝える「出前授業」を実施。(24校へ訪問。5,000名の学生が参加)

また、60万円/年の奨学給付金プログラムでは全国36大学、129名に給付。

〈女性登用目標〉

上記取組みにより、女性管理職数を2020年には登用目標を定めた2014年時点の3倍、2030年には5倍を目指します。

【女性役員の状況】

本報告書提出日現在において、取締役11名および監査役6名のうち、女性は監査役の和気 洋子氏1名です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【業務の適正を確保するための体制に関する基本認識】

当社は、「トヨタ基本理念」および「トヨタ行動指針」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。

実際の業務執行の場においては、業務執行プロセスの中に問題発見と改善の仕組みを組み込むとともに、それを実践する人材の育成に不断の努力を払っています。

【業務の適正を確保するための体制とその運用状況の概要】

当社は、「内部統制の整備に関する基本方針」に基づき、企業集団としての業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めています。また、毎事業年度、内部統制の整備・運用状況の点検を行い、内部統制の運用実施部署における活動が自律的に実施され、必要に応じ強化が図られていることを確認するとともに、その内容をコーポレートガバナンス会議および取締役会で確認しています。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

〔体制〕

- 1 倫理規程、取締役に必要な法知識をまとめた解説書等を用い、新任役員研修等の場において、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底します。
- 2 業務執行にあたっては、取締役会および組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 3 企業倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要課題と対応についてコーポレートガバナンス会議等で適切に審議します。

〔運用状況の概要〕

- 1 取締役を含む役員が遵守すべき基本的事項をトヨタ基本理念、トヨタ行動指針、役員倫理規程等に規定し、各役員に周知しています。また、役員が留意すべき法令や定款の内容をマニュアルに記載し、各役員に配付しています。さらに、新任役員就任時にマニュアルを用いてコンプライアンスに関する教育を行っています。
- 2 業務執行にあたっては、会議体への付議事項を定めた規程に基づき、取締役会および組織横断的な各種会議体に適切に付議し、総合的に検討したうえで意思決定を行っています。取締役会では、(1) 会社法及び他の法令に規定された事項、(2) 定款に規定された事項、(3) 株主総会の決議により委任された事項、(4) その他経営上の重要な事項を決議事項とし、(1) 業務の執行の状況、その他会社法及び他の法令に規定された事項、(2) その他取締役会が必要と認めた事項を報告事項として定めています。
- 3 事業活動を妨げるリスクを洗い出し、リスク予防のアクションにつなげることを目的に、企業倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要課題と対応について、Chief Risk Officer (CRO) を議長としたコーポレートガバナンス会議で適切に審議しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

〔体制〕

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程および法令に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させます。

〔運用状況の概要〕

関係規程および法令に基づき、各担当部署に取締役の職務の執行に必要な会議体資料や議事録等の情報を適切に保存および管理させています。また、機密管理を含めた情報セキュリティ全般に対して、グローバルな推進体制や仕組みを整備するとともに、当社および子会社の取り組み状況の点検を定期的に行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

〔体制〕

- 1 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限および責任に基づいて業務および予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 2 資金の流れや管理の体制を文書化する等、適正な財務報告の確保に取り組むほか、情報開示委員会を通じて、適時適正な情報開示を確保します。
- 3 安全、品質、環境等のリスクおよびコンプライアンスについて、各担当部署が、必要に応じ、各地域と連携した体制を構築するとともに、規則を制定し、またはマニュアルを作成し配付すること等により、管理します。
- 4 災害等の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスク分散措置および保険付保等を行います。

〔運用状況の概要〕

- 1 収益計画に基づき、費目ごとに決められた管理部署へ予算を割り当て、予算管理を行っています。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議しています。
- 2 適正な財務報告を確保するため、連結財務報告作成のために収集している財務情報について解説書を作成し、必要に応じて子会社に展開しています。また、適時適正な情報開示を確保するため、情報開示委員会を通じて、情報の収集、開示要否の判断を行っています。法の要請により、当社および重要な子会社の各プロセスについて文書化を行った上、財務諸表に係る内部統制の有効性を評価しています。また、開示プロセスの有効性を評価しています。
- 3 安全、品質、環境等のグローバルリスクマネジメントの責任者であるCROのもとに、各地域を統括する地域CROを設置し、各地域のリスクマネジメント体制の構築を行っています。各リスク担当部署は各地域と連携する体制を整備しており、必要に応じて見直しや強化を図っています。
- 4 災害等に備え、生産復旧、システム復旧などに向けたBusiness Continuity Plan (BCP) を本部および部ごとに策定し、毎年定期的な訓練(初動対応・復旧対応)を行うことで改善を続けています。また、当社のBusiness Continuity Management (BCM) は「従業員・家族」「トヨタグループ・仕入先等」「トヨタ」が三位一体となった活動として推進しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔体制〕

- 1 中長期の経営方針および年度毎の会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。
- 2 取締役は、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、当社の強みである「現場重視」の考え方の下、各カンパニー・各地域・各機能・各工程における業務執行の責任者を定め、幅広い権限を与えます。各業務執行責任者は、経営方針達成のため、それぞれの業務計画を主体的に策定し、機動的な執行を行い、取締役はこれを監督します。
- 3 随時、各地域の外部有識者をはじめとした様々なステークホルダーの意見を聞く機会を設け、経営や企業行動のあり方に反映させます。

〔運用状況の概要〕

- 1 長期の経営方針として、長期的に会社が目指す姿を定めている「グローバルビジョン」の実現に向けて、その年に会社として進むべき大きな方向性を定めた「グローバル会社方針」を毎年策定しています。グローバル会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行っています。
- 2 製品群ごとに「カンパニー」を設置するとともに、各地域、各機能、各工程を「本部」と位置付け、カンパニー・本部の中の「各部」が中心となって業務執行を行うという、現場主義で全社網羅的な組織を採用しています。さらに、副社長が中長期視点での経営の意思決定と執行監督を行い、プレジデントや各本部長以下がビジネスユニットや地域・機能の業務執行を統括する体制により、執行監督の一層の強化と、

執行の意思決定やオペレーションのさらなる迅速化を図っています。

業務執行責任者であるプレジデントや本部長は、各組織の方針を自律的に策定・運営し、副社長以上はこれを監督しています。

- 3 「インターナショナル・アドバイザーボード」を設置し、社外の視点からのアドバイスや情報を入手することにより、経営や企業行動のあり方の検討に役立てています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

〔体制〕

- 1 各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持します。
- 2 法令遵守およびリスク管理の仕組みを不断に見直し、実効性を確保します。そのため、各部署が点検し、コーポレートガバナンス会議等に報告する等の確認を実施します。
- 3 コンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、当社が外部に設置する企業倫理相談窓口等を通じて、法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。

〔運用状況の概要〕

- 1 業務分掌の明確化を通じて、業務の見える化を進めるとともに、現地現物による問題の早期発見・解決と再発防止のための「改善」する職場文化を醸成しています。
- 2 コンプライアンスに関する基礎知識の習得による、全社コンプライアンス意識向上のため、新入社員をはじめ各層の幅広い従業員を対象に教育を実施しています。
重要なリスク分野については、各部署が自部署の仕組みを点検し、改善を行う活動を実施し、その結果を、コーポレートガバナンス会議に報告しています。
- 3 コンプライアンスに関する様々な問題および疑問点を社外の弁護士に相談することができる企業倫理相談窓口を設置しています。
弁護士から連絡を受けた当社（事務局および関連部署）は事実調査を行い、必要な措置を取っています。なお、当社は、本窓口への相談内容および対応結果を当社関係役員に報告しています。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

〔体制〕

経営理念の共有のために、トヨタ基本理念やトヨタ行動指針を子会社に展開し、人的交流を通じた経営理念の浸透も行うことで、企業集団の健全な内部統制環境の醸成を図ります。

また、子会社の財務および経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図ります。これらの部署は、子会社との定期および随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認します。

- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、当社の取締役会等において審議します。
- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理に関しては、子会社に対して、取り組みを推進する体制を整備し、重大なリスクについて速やかに当社に報告することを求めるとともに、重要課題と対応については当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、コーポレートガバナンス会議等において審議します。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づき適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求めます。
- 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対してコンプライアンスに関する体制の整備を求め、当社はその状況について定期的に点検を行い、その結果を当社のコーポレートガバナンス会議等に報告する等の確認を実施します。
子会社におけるコンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、子会社が設置する内部通報窓口や、当社が外部に設置する国内子会社を対象とした通報窓口等を通じて、子会社の法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。

〔運用状況の概要〕

トヨタ基本理念やトヨタ行動指針を子会社に展開し、子会社の経営理念や行動指針等に適切に取り入れるよう指導しています。

また、子会社の財務および経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図っています。また、官公庁への届出義務のある事項や子会社が遵守すべき法令を子会社が確認していることを把握しています。

- 1) 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した規程に基づき、当社の事前承認を求め、または当社への報告を行うよう指導しています。そのうち、グループ経営上の重要な事項は当社の取締役会付議事項に則って、取締役会において審議しています。
- 2) 財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理に関しては、子会社に対して、取り組みを推進する体制を整備し、重要なリスクについて、子会社との定期的なコミュニケーションなどを通じて速やかに当社に報告することを求めています。重要課題と対応については、必要に応じ、コーポレートガバナンス会議において、または付議事項に基づき取締役会において、それぞれ審議しています。
- 3) 子会社で、効率的な業務執行のための組織が見直され、適切に業務が分掌され、権限が適切に付与されていることを確認しており、必要に応じ改善を求めています。
- 4) 重要なリスク分野については、子会社各社が自社のコンプライアンスに関する体制が整備されているか点検して、改善を行う活動を実施し、その結果を、当社のコーポレートガバナンス会議に報告しています。
また、子会社における財務上のコンプライアンスについては、子会社で整備すべき規程等を子会社に展開しています。当社は、当該規程等が各子会社の日常業務に浸透するよう、定期的な自主点検の実施を子会社に対して指導するとともに、毎期策定する子会社経理監査計画に基づく直接監査および随時の特別監査を実施し、その結果を当社関係役員に報告しています。
子会社におけるコンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、子会社が設置する内部通報窓口のほか、当社が外部に設置する国内子会社を対象とした通報窓口を通じて把握し、子会社や当社関係部署により事実調査を行い、必要な措置を取っています。
なお、当社は、当該窓口で相談があった案件を当社関係役員に報告しています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

〔体制〕

監査役室を設置し、専任の使用人を数名置きます。当該使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとし、その人事については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。

〔運用状況の概要〕

監査役室を設置し、専任の使用人を数名配置しています。監査役室の組織変更および人事については、監査役会で選定された監査役の同意を得ています。

(8) 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

〔体制〕

- 1 取締役は、主な業務執行について担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- 2 取締役、専務役員、常務役員および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまたは随時に、事業に関する報告を行うほか、必要に応じ子会社の取締役等からも報告させます。また、当社または子会社が設置する内部通報窓口への重要な通報案件についても、監査役に報告します。

3 監査役への報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることはない旨を定めた規程を整備します。

〔運用状況の概要〕

- 1 取締役、専務役員、常務役員、使用人および子会社は、適宜適切に監査役に事業の報告を行うほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしています。
- 2 企業倫理相談窓口、当社が外部に設置する国内子会社を対象とした通報窓口および子会社が設置する内部通報窓口への相談の状況について、当社は監査役に定期的に報告しています。
- 3 内部通報に関する規程に、監査役に報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはない旨を定めています。

- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

〔体制〕

監査役職務の執行に必要な費用については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担します。

〔運用状況の概要〕

監査役職務の執行に必要な費用については、監査計画を踏まえ、通常の会社手続の中で予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担しています。

- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

〔体制〕

主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会、ならびに必要な応じた外部人材の直接任用等を確保します。

〔運用状況の概要〕

主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役から要求された重要書類は監査役の閲覧に供しています。また、監査役会や随時のミーティングで、監査役と会計監査人および内部監査部署による情報交換の機会を設けています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「トヨタ基本理念」および「トヨタ行動指針」に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としています。また、反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを「トヨタ行動指針」に明記するなど周知徹底しています。

- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社の主要拠点に反社会的勢力への対応を統括する部署(対応統括部署)を設け、不当要求防止責任者を設置しています。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、直に対応統括部署に報告・相談する体制も整備しています。

- 2) 外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

- 3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しています。

- 4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応方法に関する事例集等を作成し、社内各部に配付しています。

- 5) 研修活動の実施状況

社内において反社会的勢力に関する情報を共有し、また、社内および当社のグループ会社において講演会を実施するなど、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特段の買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係わる社内体制の状況は、以下のとおりです。

【基本理念】

当社は事業・財務状況と成果の適時かつ適正な開示を行うことをCSR方針「社会・地球の持続可能な発展への貢献」に掲げ、実践しています。

【情報開示委員会とその目的】

当社は情報開示の正確性・公正性および適時性を確保するために、経理担当役員を委員長とする情報開示委員会を設置しています。情報開示委員会は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、四半期報告書、ならびに米国証券取引所法に基づく年次報告書の作成、報告および評価を目的とした定例委員会を開催するほか、必要な場合には、臨時委員会を適時開催しています。

【情報開示委員会の手続き】

情報開示委員会は以下の手続きを実施しています。

- (1) 情報の収集
情報開示委員会における重要性の判断基準に基づき、開示義務が生じる可能性のある当社および子会社の情報を、各部署に設けた情報開示責任者との定期・適時連絡などを通じて収集しています。
- (2) 開示すべき重要情報の評価
収集した情報について、上場証券取引所規則および金融商品取引法ならびに米国証券取引所法をはじめとする関係法令、規則、ガイドライン等に基づき開示判断を行っています。
- (3) 評価に基づく開示
上記判断に基づき、必要な場合には、会社代表者への報告および開示書類に対する認証の手続きを経て、適時迅速な開示を行っています。また、監査役(会)は、必要に応じて情報開示委員会から報告を受け、会社代表者に対し報告または質疑応答等の機会を設けることができます。
- (4) 情報収集・開示手続きにおける適正性の確保
情報開示プロセス全体を通して、内部監査担当部署による評価を実施、また、独立性のある外部監査人および外部弁護士による開示統制と手続きの確立に関する支援および開示情報の充足性・適正性に関するアドバイスを得ることにより、適時開示に係わる社内体制の一層の充実に努めています。
- (5) 社内規定の整備
上記各手続きおよび組織構成の詳細については、社内情報開示ガイドラインにおいて規定しています。

